

## はぐぬま（はぐくむまち ぬまづ研究所）会則

### （名称）

第1条 本会は、はぐぬま（はぐくむまち ぬまづ研究所）と称する。

### （所在地）

第2条 本会の所在地を次に置く。  
静岡県沼津市北今沢 13-1

### （目的）

第3条 本会は、沼津市を拠点に子どもに関わる大人たちが一体となり、子どもの生きる環境を共有・問い直し・価値観の多様さを普及する事業を行うことにより、子どもと周りの大人たちが共に色々な価値観のなかで育つことで、家庭環境・社会環境に関わらず、すべての大人と子どもたちがより豊かに生活できることを目的とする。

### （活動・事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子どもの環境に関わる情報の収集と発信
- (2) 各種団体機関等との連携・支援
- (3) 子どもの生きる環境に関する地域交流
- (4) 子どもの育ちに関するイベント等の企画・運営
- (5) 子どもの居場所となる機会及び拠点の創出
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### （会員）

第5条 本会は、会の目的に賛同した者が入会を申し、代表が入会を認めた場合会員とする。

### （役員）

第6条 本会に次の役員を置く。  
代表 1名 副代表 1名（監事 1名）

### （職務）

- 第7条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
  - 3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。
  - 4 監査の在任者が会内に不在の間のみ、副代表が監事を代任する。

### （任期）

第8条 役員の前任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

### （退会）

第9条 会員は退会届を提出することで、任意に退会することができる。

### （経費）

第10条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

本会の会計に関し、一切の収支管理及び本会の財産管理等は代表が行い、監事が監査を行う。

(会計期間)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(総会)

第12条 総会は、年に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- (1) 総会は会員をもって構成する。
- (2) 総会は、規約の変更、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支報告、役員の選任及び解任に関する事、その他本会の運営に必要な内容を議決する。
- (3) 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(改正)

第13条 この規約は、会員総数の2分の1以上の同意をもって改正することができる。

(解散)

第14条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 会員の欠亡
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 合併

解散後の残務処理は従来代表が担当する。

(その他)

第15条 この会則の施行にあたり、必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

腑則

1. 当面は役員会をもって総会の審議事項・承認に代える。
2. 本会則は2023年4月1日より施行する。